

第 4 章 ごみ処理基本計画

第1節 減量化・資源化計画

基本理念である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指して、家庭系ごみ及び事業系ごみの削減並びに資源化率の向上を目指し施策をより一層推進する。

| 施策 | | 主体 | 施策区分 |
|-------------------------|----------------------|-----------|-------|
| 1 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり | 1 廃棄物減量等推進員制度の充実、活用 | 市民・事業者・行政 | 拡充・重点 |
| | 2 出前講座等の活用 | 市民・事業者・行政 | 拡充・重点 |
| 2 循環型社会形成に向けた人づくり | 3 意識啓発のための情報発信 | 行政 | 継続 |
| | 4 啓発活動、環境学習の充実 | 行政 | 継続 |
| 3 家庭・事業所でのごみ減量化・資源化の促進 | 5 家庭における3Rへの取り組みの推進 | 市民 | 拡充・重点 |
| | 6 事業所における3Rへの取り組みの推進 | 事業者 | 拡充・重点 |
| | 7 事業系ごみの分別の徹底 | 事業者 | 拡充・重点 |
| | 8 処理手数料の見直しの調査研究 | 行政 | 継続 |
| | 9 先進都市の取り組みの調査研究 | 行政 | 継続 |
| | 10 国、製造・流通事業者等への要請 | 行政 | 継続 |

表 4-1 減量化・資源化に向けた施策の体系

1 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

循環型社会形成に向けて、ごみ減量化・資源化を促進していくためには、市民・事業者・行政が連携し、パートナーシップをもって行動していくことが必要である。

施策番号（1） 廃棄物減量等推進員制度の充実、活用【拡充・重点施策】

地域におけるごみ減量のリーダーとして、また、ごみ減量に関する行政と地域の仲介役として、ごみゼロ推進員（廃棄物減量等推進員）の育成及び活動の充実を図る。

（主な施策）

- 廃棄物減量等推進員の増員
- 廃棄物減量等推進員の研修

施策番号（2） 出前講座等の活用【拡充・重点施策】

市から地域等に出向く機会を活用しごみに関する対話の場をつくる。

（主な施策）

- 出前講座等の活用

2 循環型社会形成に向けた人づくり

循環型社会形成の基本は、循環型社会にふさわしい人づくりであると考えます。すなわち、市民1人ひとりが、日頃から環境問題やごみ問題に関心を持ち、ごみの出ない暮らしを実践し、出たごみはできる限りリサイクルし、環境への負荷が少ないライフスタイルを自然に心がけるようになることである。

そのため、意識啓発のための情報発信を積極的に行っていく。

施策番号（3） 意識啓発のための情報発信【継続施策】

ごみに関する市民の意識を高めるため、市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を積極的に発信していく。

子供達にも廃棄物への関心を持ってもらうため、楽しめて、わかりやすい情報を提供する。

（主な施策）

- 市民向けパンフレットやホームページを利用した意識啓発、情報発信
- 3Rに関する情報共有を促進するためのツールの研究、ネットワークづくり

施策番号（4） 啓発活動、環境学習の充実【継続施策】

ものを大切にし、ごみをなるべく出さないライフスタイルを身につけるには、人と環境の関係に対する深い理解や環境問題に関心を持つことが必要である。

小学生の社会見学やクリーンセンター見学時の環境教育、環境学習を推進していく。

（主な施策）

- 施設見学時における環境教育、環境学習の機会の創造
- 粗大ごみリサイクル品販売会等の市民参加型のイベントの開催
- ごみ減量化・資源化啓発センターの充実
- 上手なコンポストづくりや堆肥の使い方に対する情報提供
- 市民に分かりやすい啓発の工夫



3 家庭・事業所でのごみ減量化・資源化の促進

現在、地球規模での環境問題が議論され、日本から世界へ発信されているキーワードが3Rの推進である。その中でも本市は、発生抑制とリサイクルを中心として循環型社会の構築を目指し、最終処分場の延命化を図るとともに、中間処理施設の小規模化を推進するため、「燃やすごみゼロ」に取り組もうとしている。平成22年度（2010年度）から平成23年度（2011年度）にかけて実施したごみステーションにおけるごみ質分析結果から、より一層の分別の徹底を図る必要がある。

施策番号（5） 家庭における3Rへの取り組みの推進【拡充・重点施策】

ごみの減量化・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、各家庭において、ごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に、以下の3Rに取り組むことを支援する。

- ① リデュース：Reduce（ごみになるものを減らす）
- ② リユース：Reuse（ごみにせず繰り返し使う）
- ③ リサイクル：Recycle（ごみを資源として再生利用する）

（主な施策）

- 分別の徹底の啓発
- 再生資源集団回収の拡充
- 生ごみ堆肥化容器等の有償斡旋
- 買い物袋持参運動の推進
- 店頭回収への働きかけ
- 市民のリサイクル活動への支援
- ごみ処理における的確な現状把握

施策番号（6） 事業所における3Rへの取り組みの推進【拡充・重点施策】

事業所においても、事業者責任において行われる廃棄物処理に当たって、家庭同様にごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に3Rに取り組むことを啓発する。

（主な施策）

- 3Rの啓発
- 書類、紙類の資源化の呼びかけ
- 過剰包装の抑制（スリムリサイクルの店の拡充）
- ごみ減量化・資源化啓発資料の配布
- 多量排出事業者への指導
- 公共施設のごみ減量化・資源化の促進
- 各種リサイクル法の周知

施策番号（7） 事業系ごみの分別の徹底【拡充・重点施策】

現在許可業者からの間接的指導により事業系ごみの減量化・資源化、分別の徹底を周知しているが、更なる効果を期待して、市が事業者に対して直接的な指導、啓発を行う。

（主な施策）

- 事業所の現状の把握
- 減量化・資源化及び分別の徹底と啓発
- 減量化・資源化へのインセンティブの検討

施策番号（8） 処理手数料の見直しの調査研究【継続施策】

ごみの減量化と分別の徹底のため施策の一つとしてのごみの有料化、資源ごみとの差別化、指定ごみ袋制度の導入、処理手数料の見直し等について、ごみの減量の進捗状況や社会情勢等を見ながら引き続き調査研究する。

（主な施策）

- ごみの有料化の調査研究
- 処理手数料の見直しの検討

施策番号（9） 先進都市の取り組みの調査研究【継続施策】

先進都市において行われている減量化・資源化についての先進的な取り組みの調査研究を行い、本市においての実施可能性、有効性について検討する。

施策番号（10） 国、製造・流通事業者等への要請【継続施策】

ごみの減量を進めるためには、ごみの発生源での取り組みが重要かつ有効である。循環型社会形成推進基本法では拡大生産者責任をうたっており、国、製造・流通業者等に対して、他自治体と連携して、拡大生産者責任の強化・法整備等について要請を行っていく。



第2節 適正処理計画

循環型社会形成に向けて、今後さらに、ごみの減量化・資源化を促進する収集・処理体制づくりを行っていく。

| 施策 | | 主体 | 施策区分 |
|----------------------|---------------------------|-----------|-------|
| 1 収集・運搬計画 | 11 安定、確実な収集の実施 | 行政 | 継続 |
| | 12 福祉収集（きずな収集）の充実 | 行政 | 継続 |
| | 13 分別排出の徹底 | 市民・事業者 | 継続 |
| 2 中間処理計画 | 14 適正処理の推進 | 行政 | 継続 |
| | 15 現施設の計画的な改修、補修の実施 | 行政 | 継続 |
| | 16 新ごみ処理施設の整備促進 | 行政 | 拡充・重点 |
| 3 最終処分計画 | 17 最終処分場の広域的・安定的確保 | 行政 | 継続 |
| 4 適正処理困難物、有害廃棄物等対策計画 | 18 適正処理困難物、有害廃棄物等の適正管理・処理 | 行政 | 継続 |
| | 19 環境美化の推進、不法投棄の防止 | 市民・事業者・行政 | 継続 |

表 4-2 適正処理に向けた施策の体系

1 収集・運搬計画

施策番号（11） 安定、確実な収集の実施【継続施策】

ごみの収集は、市民生活にとって不可欠なものであり、安定かつ確実な収集が求めるものであり、市民の分別への意識行動に対応した収集方法等を検討する。
 (主な施策)

- 収集の平準化、効率化の研究
- 分別収集の品目及び回数検討

施策番号（12） 福祉収集（きずな収集）の充実【継続施策】

高齢者や障害のある方で、ごみステーションまでの排出が困難な一人暮らしの方に対して玄関口までの収集と合わせて安否確認を実施する福祉収集（きずな収集）を充実させる。

施策番号（13） 分別排出の徹底【継続施策】

「宝塚市ごみの減量と資源化・分け方（ごみ収集カレンダー）」に従って分別を徹底する。

間違っ排出されたものに指導シールを貼ることなどにより引き続き啓発していく。

(主な施策)

- 雑紙の分別に対するPRの推進

2 中間処理計画

施策番号（14） 適正処理の推進【継続施策】

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理し、減量化、減容化を図る。

また、ごみの焼却に伴う余熱は、発電によりクリーンセンター内の電力として使用するとともに暖房、給湯に利用する。

植木ごみのチップの利用方法等の研究を行う。



施策番号（15） 現施設の計画的な改修、補修の実施【継続施策】

焼却処理施設及びその他の中間処理施設の計画的な改修、補修を行う。特に焼却処理施設については、精密機能検査結果に基づく計画的なメンテナンスにより延命化を図る。

クリーンセンターの基幹的設備改良事業により延命化を図るとともに CO₂ の削減を推進する。

施策番号（16） 新ごみ処理施設の整備促進【拡充・重点施策】

現在のごみ焼却施設は、大規模改修と適切な維持管理を実施して延命化を図りながら、新ごみ処理施設の整備を推進する。

新ごみ処理施設の整備に関しては、市民の参加を図りながら事業を進めていく必要がある。

3 最終処分計画

施策番号（17） 最終処分場の広域的・安定的確保【継続施策】

焼却残渣等の発生は、今後も続くため、現在、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）に参加している他自治体と協力して、最終処分場の安定的な確保に努める。

- フェニックス計画への参画継続
- 燃やすごみ量の減量化促進



4 適正処理困難物、有害廃棄物等対策計画

施策番号（18） 適正処理困難物、有害廃棄物等の適正管理・処理【継続施策】

クリーンセンターにおいて適正な処理が困難な廃棄物、有害な廃棄物については、適正な排出先及び処理先を市民に分かりやすいように情報提供するとともに、協力をお願いする。

- 適正処理の啓発
- 適正処理困難物、危険物等の処理ルートの研究

施策番号（19） 環境美化の推進、不法投棄の防止【継続施策】

快適で美しい地域環境づくりを推進し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、不法投棄の防止に努める。

（主な施策）

- 宝塚を美しくする市民運動の推進
- 自治会、マンション等の管理組合、会社やボランティア等による美化運動への支援
- 不法投棄場所への監視カメラ、看板の設置
- 住民団体との連携による不法投棄防止活動の促進



第3節 災害時処理計画

地域防災計画に基づき大規模地震や水害等による災害時には、がれき等の廃棄物の大量発生や、交通の途絶に伴い一般廃棄物の収集・処理が困難になることが想定されるため、災害発生に伴うがれきや避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を期すことが必要である。

| 施策 | | 主体 | 施策区分 |
|-----------|----|--------------------|-------|
| 1 災害対策の推進 | 20 | 連絡体制の確立 | 行政 継続 |
| | 21 | 支援・連携体制の確立 | 行政 継続 |
| | 22 | 災害に強い廃棄物処理施設づくり | 行政 継続 |
| | 23 | 災害廃棄物の適正処理体制づくり | 行政 継続 |
| | 24 | 被災後初期における収集・処理対策計画 | 行政 継続 |

表 4-3 災害処理に向けた施策の体系

1 災害対策の推進

施策番号（20） 連絡体制の確立【継続施策】

平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図る。また、災害時は災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応する。

施策番号（21） 支援・連携体制の確立【継続施策】

災害時における応援体制については、兵庫県と県内市町及び関係一部事務組合が結ぶ「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」により相互に応援するものとする。また、被災時における広域処理のあり方についても検討する。

災害時における連絡・収集体制については、本市と宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者が結ぶ「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」により災害発生時に応援を要請するものとする。

施策番号（22） 災害に強い廃棄物処理施設づくり【継続施策】

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害時の断水や停電に備え対策を講ずる。

廃棄物処理施設を整備する場合には、耐震構造を備えるとともに災害の影響を受け易い場所をできるだけ避けた立地場所とする。

施策番号（23） 災害廃棄物の適正処理体制づくり【継続施策】

処理施設が稼働不可能な状態になった場合や多量に災害廃棄物が発生した場合に備え、ごみの仮置場を検討する。

平常時に広報等による災害時対策の周知徹底を図る。

施策番号（24） 被災後初期における収集・処理対策計画【継続施策】

被災後初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園、空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒などの対策についてあらかじめ整理する。

第4節 計画の実施スケジュール

計画の実施スケジュールを下表に示す。

各施策は、基本的には継続的に推進するが、重点的に取り組む施策については、「拡充・重点」施策に分類する。

詳細な施策スケジュールについては、毎年度作成する一般廃棄物処理実施計画で定める。

表 4-4 計画の実施スケジュール

| 施策 | | 主体 | 施策区分 | 前期 (H25～H29) | 後期 (H30～H34) | |
|--------------------|------------------------|--------------------|-----------|-----------------|-----------------------|----|
| 減量化・資源化計画 | 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり | | | | | |
| | 1 | 廃棄物減量等推進員制度の充実、活用 | 市民・事業者・行政 | 拡充・重点 | ごみゼロ推進員の増員 研修会の実施 | 評価 |
| | 2 | 出前講座等の活用 | 市民・事業者・行政 | 拡充・重点 | 出前講座の積極的活用 | 評価 |
| | 循環型社会形成に向けた人づくり | | | | | |
| | 3 | 意識啓発のための情報発信 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 4 | 啓発活動、環境学習の充実 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 家庭・事業所でのごみ減量化・資源化の促進 | | | | | |
| | 5 | 家庭における3Rへの取り組みの推進 | 市民 | 拡充・重点 | 啓発・指導の強化 | 評価 |
| | 6 | 事業所における3Rへの取り組みの推進 | 事業者 | 拡充・重点 | 啓発・指導の強化 | 評価 |
| | 7 | 事業系ごみの分別の徹底 | 事業者 | 拡充・重点 | 事業所の実態調査 分別の徹底、啓発 | 評価 |
| 8 | 処理手数料の見直しの調査研究 | 行政 | 継続 | | 評価 | |
| 9 | 先進都市の取り組みの調査研究 | 行政 | 継続 | | 評価 | |
| 10 | 国、製造・流通事業者等への要請 | 行政 | 継続 | | 評価 | |
| 適正処理計画 | 収集・運搬計画 | | | | | |
| | 11 | 安定、確実な収集の実施 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 12 | 福祉収集（きずな収集）の充実 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 13 | 分別排出の徹底 | 市民・事業者 | 継続 | | 評価 |
| | 中間処理計画 | | | | | |
| | 14 | 適正処理の推進 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 15 | 現施設の計画的な改修、補修の実施 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 16 | 新ごみ処理施設の整備促進 | 行政 | 拡充・重点 | 市民参画の検討会 整備基本計画の策定 | 評価 |
| | 最終処分計画 | | | | | |
| | 17 | 最終処分場の広域的・安定的確保 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| 適正処理困難物、有害廃棄物等対策計画 | | | | | | |
| 18 | 適正処理困難物、有害廃棄物等の適正管理・処理 | 行政 | 継続 | | 評価 | |
| 19 | 環境美化の推進、不法投棄の防止 | 市民・事業者・行政 | 継続 | | 評価 | |
| 災害時処理計画 | 災害対策の推進 | | | | | |
| | 20 | 連絡体制の確立 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 21 | 支援・連携体制の確立 | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 22 | 災害に強い廃棄物処理施設づくり | 行政 | 継続 | | 評価 |
| | 23 | 災害廃棄物の適正処理体制づくり | 行政 | 継続 | | 評価 |
| 24 | 被災後初期における収集・処理対策計画 | 行政 | 継続 | | 評価 | |

